


島根の教育で大切にしたい竹島に関する学習

ねらい

竹島は歴史的事実に照らしても、国際法上も我が国固有の領土であることについての理解を深め、竹島に関する学習の充実を図ることができる資質を高める。

子どもたちに身につけさせたい竹島に関する知識等

竹島に関する学習を通して目指す、子どもたちの姿



「固有の領土であることを**知る**」
「解決を図ろうとする**意欲をもつ**」
「解決するための**考えをもつ**」

島根県教育庁教育指導課 義務教育推進室

内容

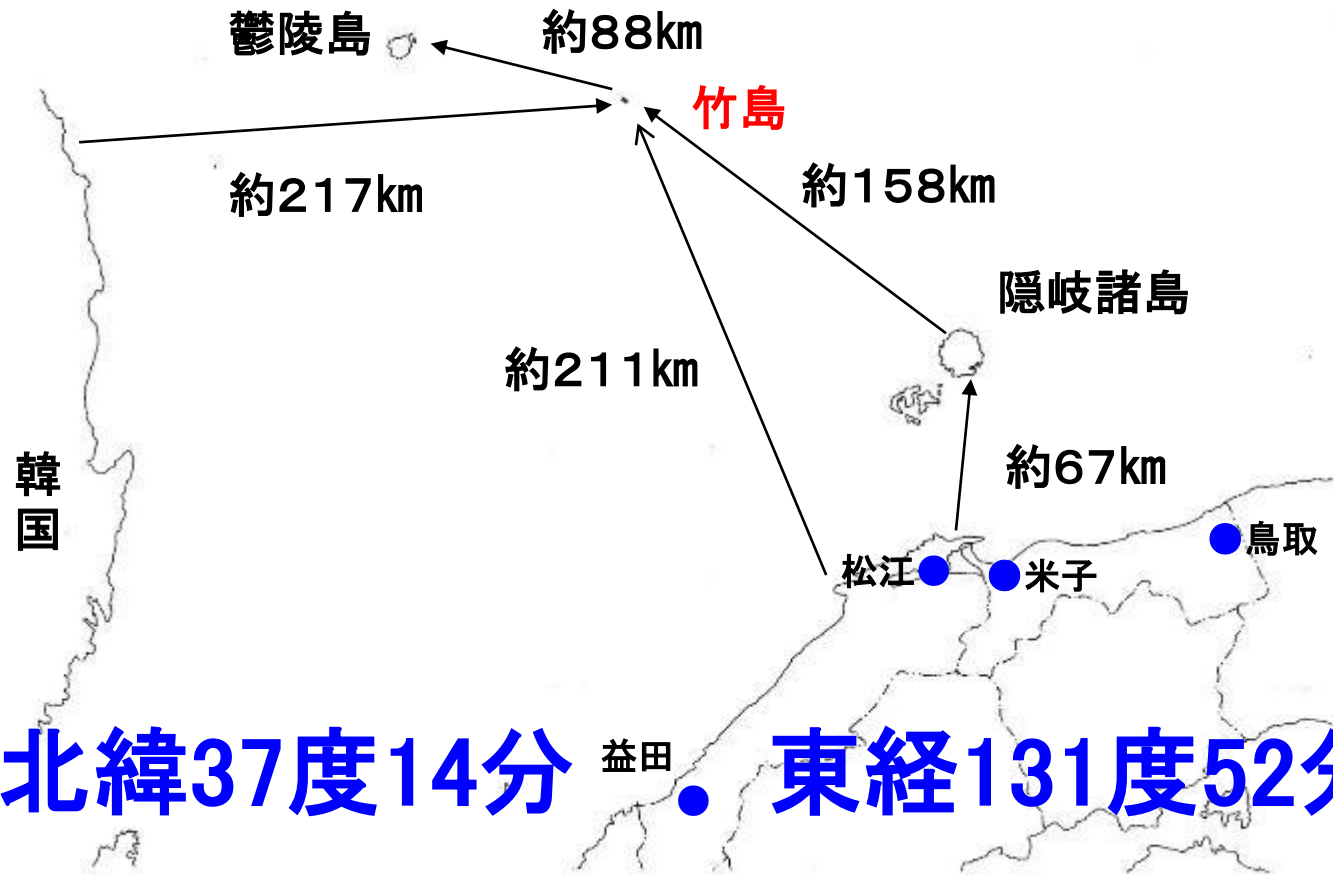
- 1 はじめに
- 2 学校教育で「竹島」を扱うということ
- 3 竹島問題についての正しい理解
- 4 「竹島に関する学習」のこれから

1 はじめに

「竹島」はどこにあるでしょう？



位置図



北緯37度14分 益田 ● 東経131度52分

〒685-0000

隠岐郡隠岐の島町竹島官有無番地

竹島拡大図

独島(竹島の韓国名)
독도

男島(西島)



0 200m



総面積0.20平方キロメートル
(東京ドームの約4倍)

「竹島問題」とは？

1952(昭和27)年、
日本の固有の領土である竹島を
韓国が一方的に自国の範囲内に取り込み、
その後、不法に占拠し続けている
ことによって生じた問題。

行けない

漁業が自由にできない

海底資源の権利の行使ができない など



日本の主権が侵害されている

2 学校教育で「竹島」を扱うということ

島根の教育で「竹島」を扱う意義

島根県の重点課題のひとつ

であり

領土に関する問題が発生

している。

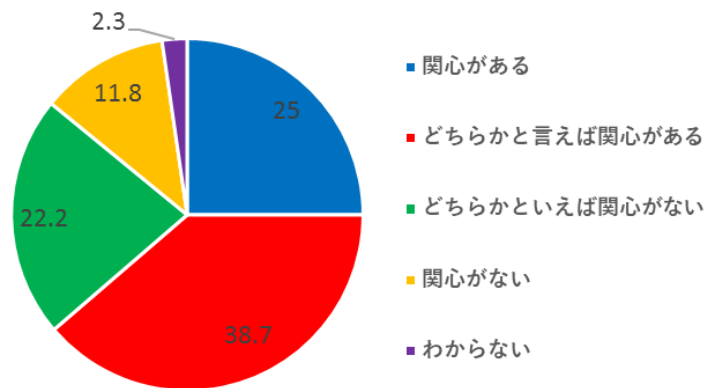
国民・県民の領土に関する関心を

さらに高めていく必要がある。

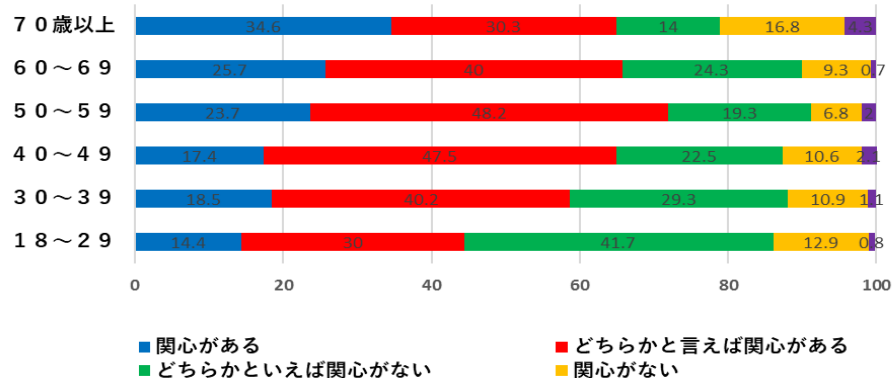
竹島に関する世論調査について

- 令和元年10月、政府により世論調査を実施。
- 竹島について、認知度は90%を超えている。
- 関心度は全体で約60%、約35%の者については関心が低い。特に18歳～39歳の関心が低さが顕著である。

竹島に関する関心

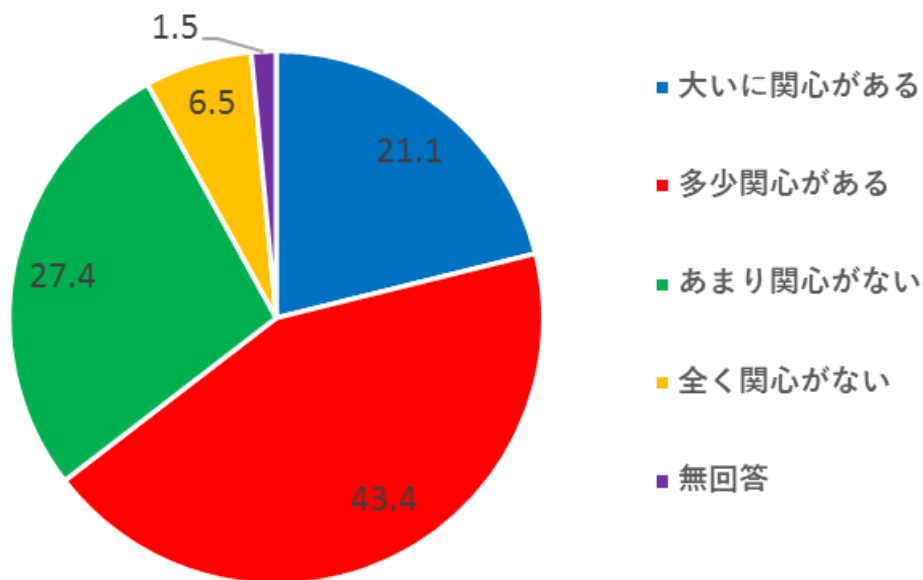


竹島に関する関心（年代別）



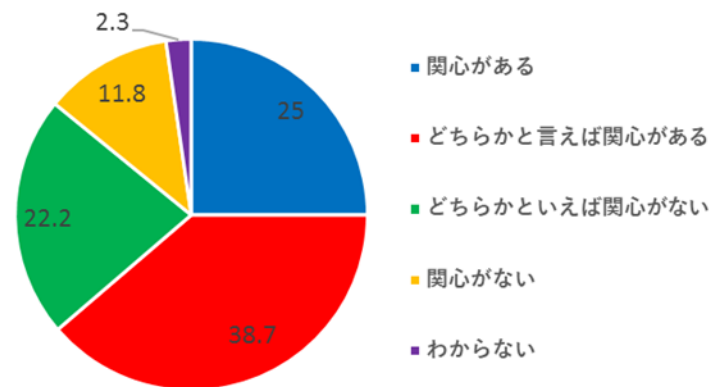
令和3年度 島根県政世論調査

竹島に関する関心



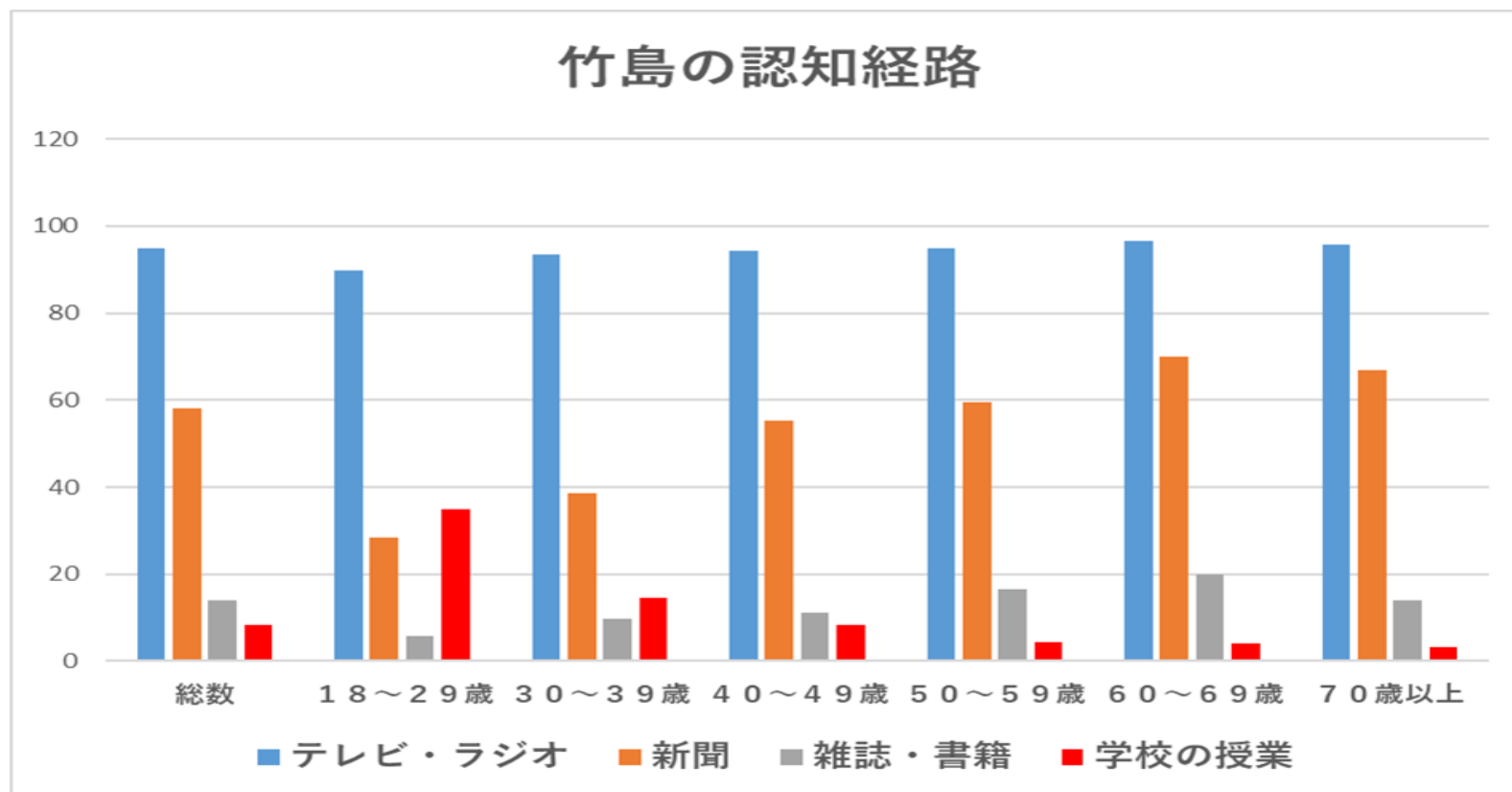
政府による世論調査

竹島に関する関心



竹島に関する世論調査について

- 認知経路はほとんどがテレビや新聞などのメディア。
- テレビからの情報で認知した割合はどの世代でも85%以上。
- 18～29歳は、他の世代に比べて学校教育から認知した割合が高い。



「竹島の日」条例の制定

平成17(2005)年3月

第1条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。

第2条 竹島の日は、○月○日とする。

次の日のうちどれでしょう？

ア. 1月14日 イ. 2月7日 ウ. 2月22日

学習指導要領 における領土に関する記述

小学校学習指導要領 第2章 第2節 社会

第2 各学年の目標及び内容

〔第5学年〕

2 内容

(1) 我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを大まかに理解すること。



3 内容の取扱い (1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。

学習指導要領解説 社会編 における領土に関する記述

小学校学習指導要領解説 社会編 第3章 第3節 第5学年の目標及び内容

2 第5学年の内容

(内容の取扱い) (1)のア 「領土の範囲」について指導する際の配慮事項

領土の範囲について指導する際には、竹島や北方領土(歯舞群島, 色丹島, 国後島, 択捉島), 尖閣諸島は一度も他の国の領土になったことがない領土という意味で我が国の固有の領土であることなどに触れて説明することが大切である。

また、竹島や北方領土の問題については、我が国の固有の領土であるが現在大韓民国やロシア連邦によって不法に占拠されていることや、我が国は竹島について大韓民国に対し繰り返し抗議を行っていること, 北方領土についてロシア連邦にその返還を求めていることなどについて触れるようにする。

さらに、尖閣諸島については、我が国が現に有効に支配する固有の領土であり、領土問題は存在しないことに触れるようにする。

その際、これら我が国の立場は、歴史的にも国際法上も正当であることを踏まえて指導するようにする。

学習指導要領 における領土に関する記述

中学校学習指導要領 第2章 第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

〔公民的分野〕

2 内容 D 私たちと国際社会の諸課題

3 内容の取扱い (5)内容のDについては、次のとおり取り扱うものとする。

ア(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) アの(ア)の「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることへの理解を通して、それらを尊重する態度を養うように配慮すること。また、「領土(領海、領空を含む。)、国家主権」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。

学習指導要領解説 社会編 における領土に関する記述

中学校学習指導要領解説 社会編 第2章 第2節 各分野の目標及び内容

3 公民的分野の目標、内容及び内容の取扱い

(内容の取扱い) 内容のD「私たちと国際社会の諸課題」について指導する際の留意事項

領土(領海, 領空を含む。)については, 地理的分野における「領域の範囲や変化とその特色」, 歴史的分野における「領土の画定」などの学習の成果を踏まえ, 国家間の問題として, 我が国においても, 固有の領土である竹島や北方領土(歯舞群島, 色丹島, 国後島, 択捉島)に関し未解決の問題が残されていること, 領土問題の発生から現在に至る経緯, 及び渡航や漁業, 海洋資源開発などが制限されたり, 船舶の拿捕, 船員の抑留が行われたり, その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど不法占拠のために発生している問題についての理解を基に, 我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること, 我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを, 国家主権と関連付けて理解できるようにする。なお, 我が国の固有の領土である尖閣諸島をめぐる情勢については, 現在に至る経緯, 我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であることについての理解を基に, 尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことを理解できるようにする。

高等学校 学習指導要領 における領土に関する記述

高等学校学習指導要領 第2章 第2節 地理歴史

第2款 各科目 第1 地理総合 3 内容の取扱い

(2)内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする

ア(1)については、次のとおり取り扱うこと。

(略)「日本の位置と領域」については、世界的視野から日本の位置を捉えるとともに、日本の領域をめぐる問題にも触れること。また、我が国の海洋国家としての特色と海洋の果たす役割を取り上げるとともに、竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。(略)

高等学校 学習指導要領 における領土に関する記述

高等学校学習指導要領 第2章 第2節 地理歴史

第2款 各科目 第4 日本史探究 3 内容の取扱い

(2)内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ク 内容のDについては、次のとおり取り扱うものとする。

(略)(3)のアの(ア)については、明治維新や国民国家の形成などの学習において、領土の画定などを取り扱うようにすること。その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること。(略)

教育基本法

伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。（第2条5項）

「固有の領土であることを**知る**」

「解決を図ろうとする**意欲をもつ**」

「解決するための**考えをもつ**」

3 竹島問題についての正しい理解

竹島は本当に日本の領土ですか？



歴史的事実 に照らしても

国際法上 も

明らかに日本固有の領土です。

歴史的事実

江戸時代前半(17世紀)には日本人が漁猟に利用

鬱陵島 = 当時は「竹島」または「磯竹島」

朝鮮：鬱陵島には人を住ませない(空島政策)

↑ 倭寇対策

日本：幕府の許可を得た米子の商人が活動。

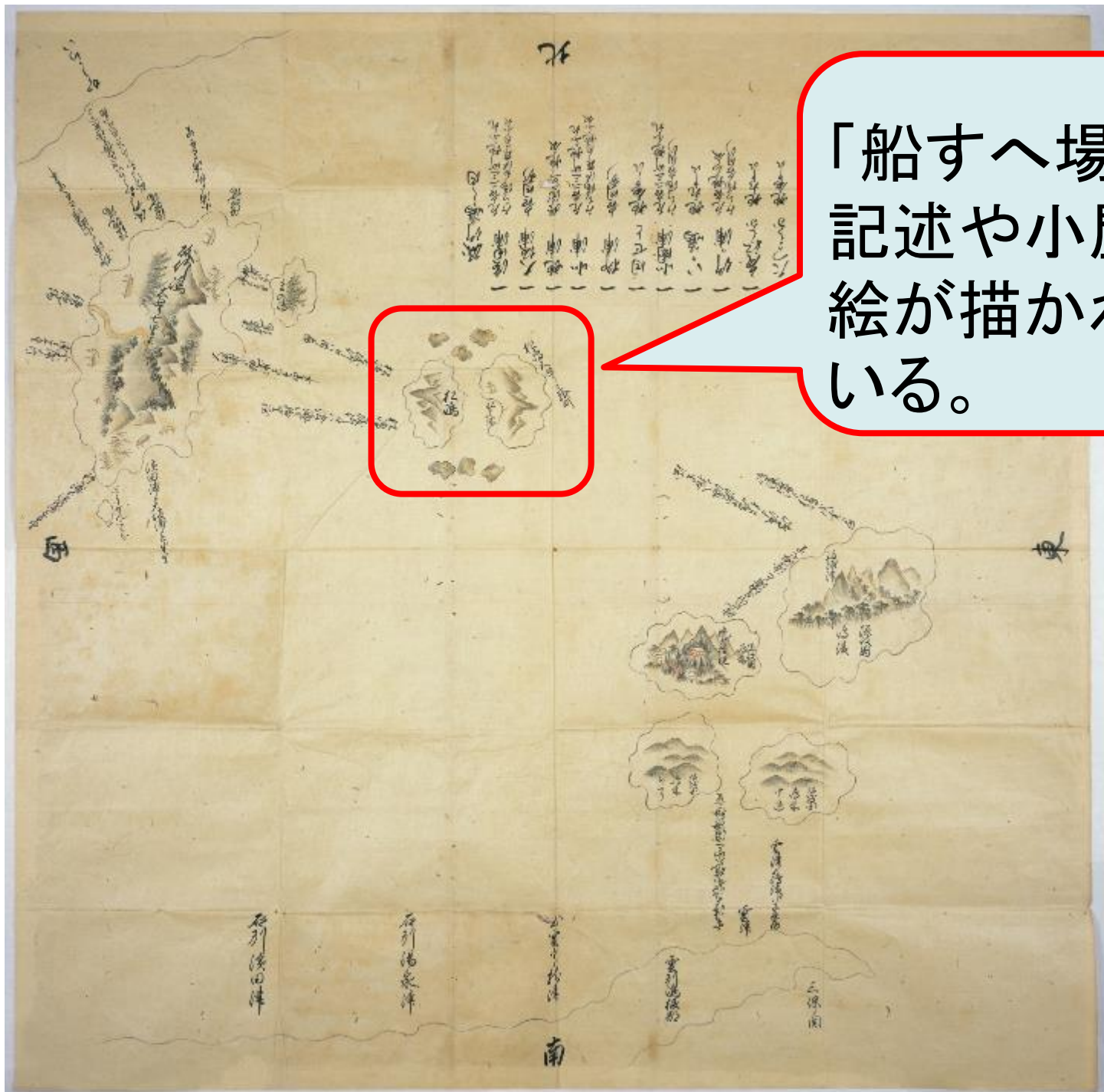
竹島 = 当時は「松島」

鬱陵島渡航の寄港地

アワビ・アシカの漁猟

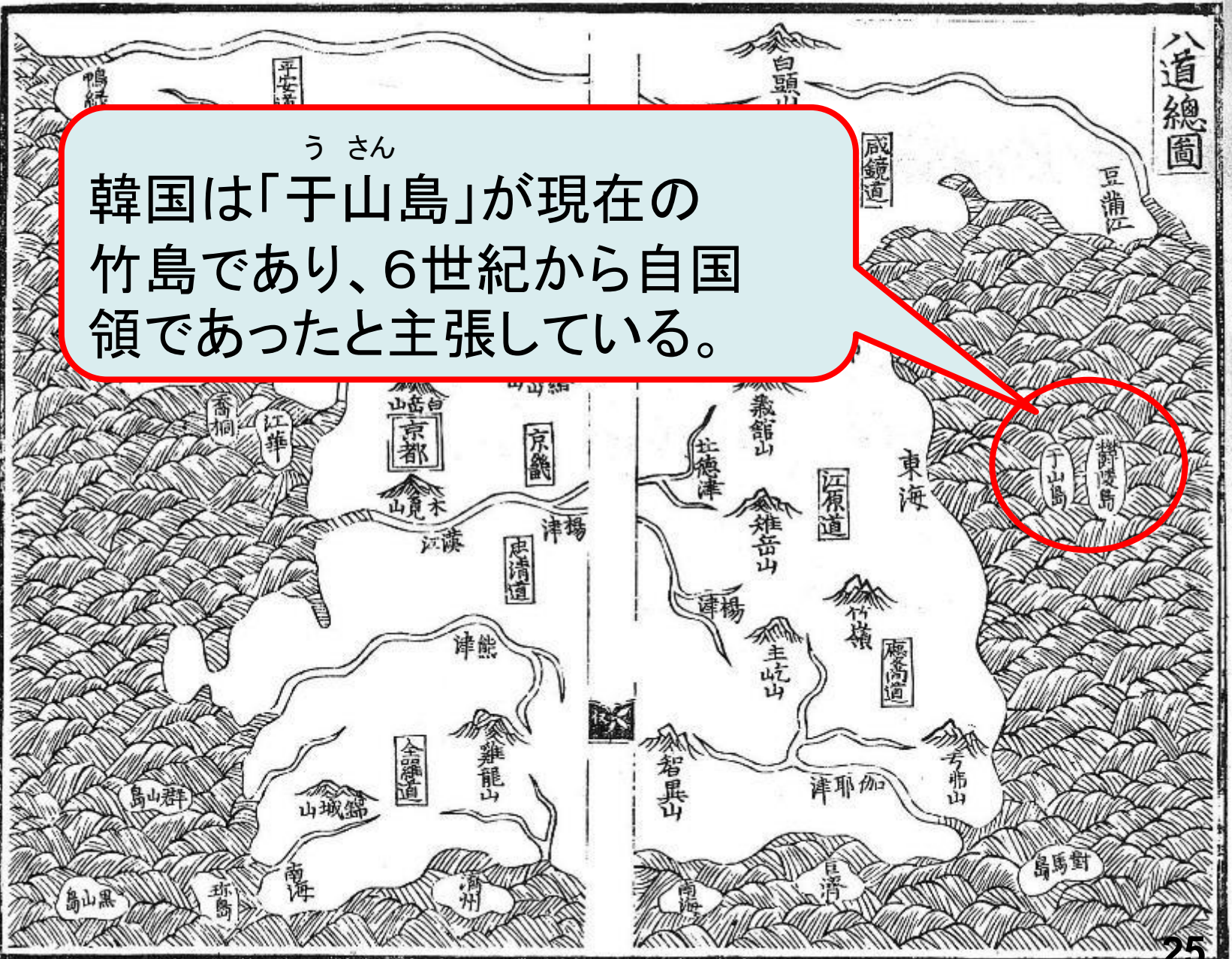
1669(元禄9)年、江戸幕府の求めに応じて
鳥取藩から提出された絵図が次のスライド

「船すへ場」の記述や小屋の絵が描かれている。



小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図

(1669年)



うさん
 韓国は「于山島」が現在の竹島であり、6世紀から自国領であったと主張している。

『新增東国輿地勝覽 八道總圖』
 (1530年 朝鮮で描かれた地図)

国際法上の根拠

島根県告示第40号(1905年2月22日)

竹島は島根県に属する

韓国側から、

このことは「日本による侵略の第一歩」との主張もあるが…

我が国が竹島を実効的に支配し、

領有権を再確認した1905年より前に、

韓国が同島を実効的に支配していたことを示す

明確な根拠は、韓国側からも提示されていない。

サンフランシスコ平和条約

(1951<昭和26年>)

日本による朝鮮の独立承認と
日本が放棄すべき地域を規定

竹島は含まれない



韓国は竹島を日本が放棄する地域に含めるよう
アメリカ合衆国に要請したが・・・

アメリカ合衆国は拒否 (ラスク書簡)

or final renunciation of sovereignty by Japan over the areas dealt with in the Declaration. As regards the island of Bokdo, otherwise known as Takeshima or Liancourt Rocks, this normally uninhabited rock formation
竹島
was according to our information never treated as part of Korea and,
朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく
since about 1905, has been under the jurisdiction of the Oki Islands
日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある
Branch Office of Shimane Prefecture of Japan. The island does not ap-
この島は、かつて朝鮮によって
pear ever before to have been claimed by Korea. It is understood that
領有権の主張がなされたとは見られない。

 外務省 竹島問題パンフレットより作成

これに対して韓国は

1952年1月、韓国は「**李承晩ライン**」を設定し、
竹島をライン内に取り込み、以後**不法占拠**を継続。

4 「竹島に関する学習」のこれから

竹島に関する学習を通して目指す、子どもたちの姿

- 竹島が我が国の固有の領土であることを**知っている**
- 竹島問題の解決を図ろうとする**意欲をもっている**
- 竹島問題を解決するための自分なりの**考えをもっている**

子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等

- 竹島の概略
- 歴史的**事実**に照らして**我が国の**固有の領土**であること
- 国際法上**我が国の固有の領土であること
- 現在、我が国の**主権が侵害**されていること
- 我が国や島根県が平和的な解決に向けて取り組んでいること

指導者に求められること

- 竹島問題について正しく理解すること
- 竹島に関する学習の機会を充実させること
- 子どもたちの領土問題を解決しようとする
意欲を高めること

島根県内の小・中・高・特別支援学校においては、すべての学校で竹島に関する学習が行われています。(平成21年度以降)



竹島に関する学習の一層の充実を図る

竹島に関する学習の指導について

- 日韓の真の友好関係を築くためには、竹島問題の解決が必要であるとの立場に基づく。
- 我が国が主張している、「竹島が歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土である」との立場に基づく。

国、島根県及び島根県教育委員会が発行した教材を積極的に活用すること

小学校での取組

小学校 第1～3学年

朝・終礼等での、絵本『メチのいた島』の読み聞かせ
担任や学校司書が読み聞かせを行い、子どもたちの感想を
交流することにより、竹島に関する興味・関心をもつ子ども
たちが増えた。

小学校 第3・4学年

道徳 資料『おっきいじいちゃんの島』（『領土に関する
教育ハンドブック資料編DVD』収録）

竹島を思うおじいさんの言葉からどんな気持ちだったのか
を考える学習を行い、子どもたちが竹島に思いを寄せるこ
とができた。

中学校での取組

中学校 全学年

総合的な学習の時間 「竹島・北方領土問題を考える」
中学生作文コンクールへの参加

様々な資料から領土に関する問題の現状を読み取り、領土問題への関心を高めたり、竹島の現状を知ったりした後、学んだことをもとに領土問題の平和的な解決に向けた自分の考えをまとめ、作文コンクール応募を促した。

中学校 全学年

特別活動 「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文
コンクール入賞作品の活用

中学生作文コンクール入賞作品を朗読し、竹島問題について同世代の子どもたちがどのような考えをもっているのかを知り見方を広げることで、考えを深めさせるとともに、学級だより等で家庭にも情報共有し、家庭でも考えていただく機会を設けた。

高等学校での取組

高等学校 共通

校内放送や竹島コーナーの設置等の環境整備

竹島の日を前に、竹島に関することを校内放送で流したり、校舎内（学校図書館や昇降口、多目的スペース等）に竹島コーナーを設け竹島に関する図書や新聞記事等を展示したりして、竹島について知らせることで、子どもたちの意識の高まりが見られた。

島根県教育委員会(教育指導課)発行

教育情報紙 第40号(令和2年11月18日)

しまねの教育情報WEB EIOSに掲載

島根県が作成してきた独自資料



- 竹島学習副教材DVD(平成21年5月)
- 竹島学習リーフレット(平成24年2月、令和4年2月改訂)
- ふるさと読本「もっと知りたい しまねの歴史」(平成25年1月)
- 領土に関する教育ハンドブック(平成27年3月)
- 小・中・高・特別支援学校における「竹島に関する学習」の推進について(令和3年2月)

日本の教育で 大切にしなければならない「竹島」



(隠岐の島町 久見漁港)